

アイリス花巻指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に基づき1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの内容＞

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、サービス計画書がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助…入浴時の見守りや洗身等の一部支援を行います。
- 清拭…身体を清潔に保つために、体を拭く際の見守りや一部支援を行います。
- 排せつ介助…排せつ時の見守りや一部支援を行います。
- 食事介助…食事の見守りや一部支援を行います。

② 生活援助

- 調理…食事の準備等を利用者と共に行います。
(利用者以外のご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯…衣類等の洗濯を利用者と共に行います。
(利用者以外のご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除…居室の掃除を利用者と共に行います。
(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。買い物に伴う金銭管理は十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

下記料金表は1割負担の場合の料金を表示しています。介護保険負担割合証の割合が2割、3割の方は、その割合に応じた利用料金となります。

区 分	利用者の 要介護度	利用回数	基本料金 (1割負担の方)
訪問型独自サービス 11	事業対象者 要支援1、2	週1回程度	1,176円 (月額)
訪問型独自サービス 12	事業対象者 要支援1、2	週2回程度	2,349円 (月額)
訪問型独自サービス 13	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度	3,727円 (月額)
訪問型独自サービス 21	事業対象者 要支援1、2	1月の中で4回までの場合	287円 (1回あたり)

加算名称	自己負担額 (1割)	加算要件
初回加算	200円/月	過去二月に当事業所のサービスの提供を受けていない利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回月に同行訪問した場合
介護職員等 処遇改善加算 (I)	一月の利用料金に 24.5%加算/月	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を実施している場合

☆利用者がまだ事業対象者または要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、その地域が、厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

☆介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、超過部分のサービス利用料金の全額(10割)が利用者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとの清算となっております。

翌月15日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

支払方法	支払期限	備考
① 預金口座振替	翌月25日	土日祝日の場合は翌営業日
② 窓口での現金支払い	翌月末までに窓口へお支払い下さい。	
③ 指定口座への振込	翌月末までにお支払い下さい。	振込み手数料は利用者負担となります。

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。